

平成22・23年度の山梨県後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料は、75歳以上（一定の障害のある65歳以上）のみなさまの医療費（おおむね2年間分）がまかなえるよう、都道府県広域連合ごとに定められた保険料率をもとに、負担能力に応じて公平に負担していただいております。

後期高齢者医療制度の保険料率改定は2年に一度行われますが、平成22・23年度は現行の保険料率に据え置くこととなりました。

医療費が増大していくなか、後期高齢者医療制度を維持していくためには、みなさまから納めていただく保険料が大切な財源となります。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

山梨県の後期高齢者医療制度の保険料額

平成22・23年度	=	均等割額	+	所得割額
		38,710円		(所得-33万円) × 7.28%

※小菅村については不均一保険料率が適用されます。

保険料の軽減措置が延長されます

- ①所得の低い世帯の方については、平成22年度も引き続き均等割額の8.5割軽減措置が継続されることになりました。
- ②被用者保険の被扶養者であった方が後期高齢者医療制度へ移る場合は、平成22年度も引き続き均等割額の9割軽減措置が継続されることになりました。

※後期高齢者医療制度につきましては、下記の山梨県後期高齢者医療広域連合または、お住まいの市町村窓口まで、お問い合わせください。

問合せ

山梨県後期高齢者医療広域連合

TEL 055-236-5671 FAX 055-235-6373

平成22年4月からの 新しい国民健康保険被保険者証をお届けします。

現在おもちの国民健康保険被保険者証（保険証）は有効期限が平成22年3月31日までとなっています。新しい保険証は、3月下旬までに書留郵便で世帯の加入者全員分をまとめて世帯主の方に郵送いたします。70歳～74歳までの方には保険証と一緒に高齢受給者証（白色）を郵送します。

新しい保険証

新しい保険証は、一般被保険者証は藤色、退職被保険者証はピンク色になります。お手元に届きましたら、記載内容を十分お確かめのうえ、本紙からはがして使用してください。4月以降に医療機関等へかかる際には新しい保険証をお使いください。

※本年度中に75歳になられる方は誕生日の前日、又、65歳になられる退職被保険者等の方は誕生日月末までの有効期限になります。

古い保険証

有効期限が過ぎましたら、お手数ですが役場へご持参いただくか、ハサミ等で細かく刻んで破棄してください。

70歳～74歳の方の窓口負担の見直しについて

制度改正により70歳～74歳の方が医療機関で治療を受けた時などにお支払いただく窓口負担については、平成22年4月から2割負担に見直されることとされていましたが、平成23年3月までの1年間は1割負担に引き続き据え置かれることとなりました。

※3割負担（現役並所得者）の方は変更ありません。

進学・就職される学生さんへ

就学のため、町外に住民票を異動する場合は学生用保険証の申請を忘れないでください。引き続き学生用保険証を必要とする方も申請が必要です。（国民健康保険証・印鑑・在学証明書が必要です。）

就職される方で会社の健康保険に加入されたら、国民健康保険の喪失手続きをしてください。手続きがないと会社の健康保険料と国民健康保険税を二重に支払うこととなります。（国民健康保険証・印鑑・社会保険の保険証又は社会保険加入連絡表が必要です。）

問合せ先 住民課国保年金係 ☎66-3405

健康保険の加入等の手続きは14日以内にお願います。